○国土交通省告示第九百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊58R03／03＊0406＊00	R58　突入防止装置及び突入防止装置取付装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊79R03／11＊0021＊00	R79　かじ取装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊94R04／02＊0026＊00	R94　オフセット前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊95R05／04＊0022＊00	R95　自動車との側面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 121 R 01／06＊0034＊00	R121　操作装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 125 R 02／03＊0024＊00	R125　運転者席　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地